

令和3年度相談支援従事者指導者養成研修会〔フォローアップ〕

PG02 政策の最新の動向

障害福祉の施策の最新の動向について

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活支援推進室

相談支援専門官 藤川雄一

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本科目の目的、講義の流れ

本日はフォローアップ研修にあたり、直近の障害福祉の動向について情報提供を行うことを目的として講義を行う。

講義の流れ

- 障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて
- その他

障害者総合支援法改正法 施行後3年の見直しについて

ひと、くらし、みらいのために



社会保障審議会障害者部会での議論

－ 中間整理の概要について －

厚生労働省 名称局名称課

日本 太郎

●下記の社会保障審議会（障害者部会）のページから本文がダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126730.html ※ 2021年12月16日

ひと、くらし、みらいのために



「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」 中間整理（令和3年12月16日）の概要

○ 平成30年4月に施行された障害者総合支援法改正法の3年後見直し規定を踏まえ、令和3年3月以降、社会保障審議会障害者部において議論を行い、同年12月16日に中間整理を行った。議論された論点について、以下のとおりとされた。

- ・ 一定の方向性を得るに至った**障害児支援に関する論点については、必要な措置を講じていく。**
- ・ **それ以外の論点については、引き続き議論を継続し、令和4年半ばまでを目途に最終的な報告書を取りまとめる。**

今回の見直しの基本的な考え

1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実／地域共生社会の実現／医療と福祉の連携の推進／精神障害者の地域生活に向けた包括的な支援

2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築／障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

3. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現

障害児支援について

<障害児通所支援>

- ・ 「児童発達支援センター」について、多様な障害等への専門的機能を強化し、他の児童発達支援事業所等に対する助言などを行う機関としての役割・機能を明確化すべきである。こうした役割・機能を総合的に果たすため、「保育所等訪問支援」や「障害児相談支援」としての指定を併せて有することを原則とする方向で検討する必要がある。
- ・ 「児童発達支援」について、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう「福祉型」と「医療型」を一元化する方向とする。
- ・ 「児童発達支援」及び「放課後等」について、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）全体をカバーしたサービス上で、特に重点を置くべき支援内容を決めていく「総合支援型」（仮称）を基本型とする。その上で、専門性の高い有効な理学療法、作業療法、言語療法等の発達支援については、「特定プログラム特化型」（仮称）として位置づける方向で検討する必要がある。
- ・ 専修学校・各種学校に通学中の障害児でも、市町村長が認める場合は、「放課後等デイサービス」の給付決定を可能とすべきである。
- ・ 「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」におけるインクルージョンを推進するため、保護者等の意向の把握から保育所等への定着支援に至る一連のプロセスを効果的な標準手法としてまとめ、わかりやすく提示することを検討する必要がある。また、保育所や放課後児童クラブと一体的に支援できるように検討することが必要である。例えば、保育所と児童発達支援事業所が、一日の活動の中で、子どもが一緒に過ごす時間をもち、それぞれの人員基準以上の保育士等が混合して支援を行う等、一体的な支援を可能とする方向で検討する必要がある。
- ・ 「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の各ガイドラインで定められ、現在は評価方法が任意とされている自己評価票・保護者評価票について、ガイドライン上の評価票の内容を最低限実施する等、運営基準等での位置付けを見直す必要がある。

5

障害児支援について（続き）

<過剰児の移行調整>

- ・ 障害児入所施設から成人としての生活への円滑な移行を促進するため、都道府県及び政令市は、関係者の協議の場を設け、移行調整及び地域資源の整備等に関する総合調整を行うことを責務とすべき。
- ・ 障害児施設入所中から（15歳頃から）、本人の意思決定を支援しつつ、相談支援事業所が成人としての生活への移行・定着までを一貫して支援できる仕組みを検討する必要がある。
- ・ 特別な事情により移行が困難な者については、都道府県等の協議の場での判断を経て、満22歳満了時までは入所を継続できるようにすべき。

引き続き検討する論点について

<障害者の居住支援について>

- ・ 障害者が希望する地域生活の実現を推進する観点から、本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とするグループホームのサービス類型を新たに設けることを含め、さらに検討する必要がある。
- ・ 新たなサービス類型の検討については賛成の意見がある一方、現行のグループホームでの一人暮らし等に向けた支援を検討すべきとの意見や宿泊型自立訓練との関係を整理すべきとの意見があったことを踏まえ、障害者が希望する地域生活の実現の推進に向けた施策を検討する必要がある。
- ・ 障害者支援施設の在り方について、安心できる居住環境を提供する観点から検討する必要がある。開かれた障害者支援施設として、地域移行や地域課題により一層取り組むため、施設の対応の在り方や地域の事業者・地域住民との連携の強化について検討する必要がある。
- ・ 地域生活支援拠点等の整備を推進するため、市町村の整備の努力義務化なども含め、法令上の位置づけの明確化を検討する必要がある。

<障害者の相談支援等について>

- ・ 地域の相談支援の中核である基幹相談支援センターについて、市町村の設置の努力義務化等により、全ての市町村での設置を目指す必要がある。
- ・ 地域住民の多様な支援ニーズに対応するため、他法他施策による相談支援等との連携強化を図ることが求められる。
- ・ 協議会の一層の活性化を図るとともに、利用者の個別事例の検討等の実施を促進するため、守秘義務を設ける必要がある。
- ・ 自立生活援助の整備促進のため、人員基準、利用者の状況に応じた標準利用期間、更新手続の在り方について検討する必要がある。

<障害者の就労支援について>

- ・ 障害者本人のニーズを踏まえた上での一般就労の実現や適切なサービス提供等がなされるよう、就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者へのアセスメント（ニーズの把握と就労能力や適性の評価）の実施の制度化を検討する必要がある。
- ・ 一般就労への円滑な移行のための企業等での短時間勤務中などに、就労系障害福祉サービスの利用が可能となるよう検討する必要がある。
- ・ 障害者の就労を支えるための雇用・福祉施策の連携強化として、障害者就業・生活支援センター事業の運営主体が就労定着支援事業を実施可能とすること、障害者就業・生活支援センターがスーパーバイズ等の基幹型機能も担う体制を整備することなどについて検討する必要がある。

6

<精神障害者等に対する支援について>

- ・ 市町村の相談支援を担う職員の教育・研修の仕組み、「かかりつけ精神科医」と他科の「かかりつけ医」との連携、機能の役割、精神科医療機関の精神保健福祉士等と地域生活支援拠点等との連携の強化など、医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた検討を進めるべきである。

<障害福祉サービス等の質の確保・向上について>

- ・ 第三者による外部評価の導入、障害福祉サービス等報酬におけるプロセスやアウトカムの視点に基づく評価、情報公表制度の推進、データ基盤の整備、実地指導・監査の強化を検討する必要がある。

<制度の持続可能性の確保について>

- ・ 都道府県が行う障害福祉サービス事業者等の指定について、市町村が意見を申し出ることを可能とするとともに、都道府県は事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる仕組みの導入を検討する必要がある。
- ・ 障害特性に応じたICT活用やロボット導入により、業務効率化や職員の業務負担軽減をさらに推進する必要がある。
- ・ 処遇改善等の人材確保の取組を一層推進するとともに、質の高い人材の定着を図るための検討や、専門性や経験年数等に応じた評価の在り方を検討していく必要がある。

<居住地特例、高齢の障害者に対する支援等、障害者虐待の防止、地域生活支援事業、意思疎通支援、療育手帳の在り方について>

- ・ 介護保険施設等を居住地特例の対象に追加する必要がある。
- ・ 一律に介護保険サービスが優先されるものではない等の介護保険優先原則の運用の考え方について、改めて周知徹底を図ることが必要である。
- ・ 入院中の重度訪問介護の利用によるコミュニケーション支援等の必要性を判断する基準などを検討する必要がある。
- ・ 障害者虐待防止法の実態確認及び立入調査を基幹相談支援センターに委託（立入調査は、市町村職員の身分を有する者に限る）可能なことを明確化する必要がある。
- ・ 地域生活支援事業の在り方について、自治体における執行状況やニーズ等を踏まえて、個別給付の在り方の見直しとあわせて、財源を確保しつつ、引き続き検討する必要がある。
- ・ 意思疎通支援について、地域格差を解消するために、ICT及び情報通信システムの利用促進に取り組むとともに、意思疎通支援従事者の確保等に資する新たな取組を検討する必要がある。
- ・ 療育手帳の在り方について、国際的な知的障害の定義や自治体の判定業務の負荷等も踏まえた判定方法や認定基準の在り方、比較的軽度な知的障害児者への支援施策の在り方、統一化による関連諸施策への影響、法令上の対応等も含め、幅広く調査研究を続けるべきである。

社会保障審議会障害者部会での議論

－ 相談支援について －

厚生労働省 名称局名称課

本 太郎

現状・課題

※令和3年7月16日第114回障害者部会資料と同内容

- 障害者等の相談支援は、個別給付による相談支援、地域生活支援事業により市町村が実施する相談支援により、基本相談支援、計画相談支援、地域相談支援等が実施されている。
- 相談支援については、以下のような状況と課題がある。
 - ・ サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案は、平成27年4月から全ての障害福祉サービス等の利用（申請）者について作成されることとなった。
 - ・ 計画相談支援、障害児相談支援については、利用者数、事業所数、相談支援専門員数（従事者数）とも継続して増加傾向にある。相談支援専門員については、その人員の不足や更なる資質の向上を求める声がある。
 - ・ 様々な相談支援の業務がある中、基本相談支援（市町村障害者相談支援事業における同種の業務を含む）は、その重要性からなお一層の強化を求める声がある。
 - ・ 市町村障害者相談支援事業は、全ての自治体で実施されている（必須事業）。その内容や規模は多様である。
 - ・ 基幹相談支援センターは増加傾向にあるが、設置している市町村は半数以下にとどまっている（45%）。未設置自治体においては、スーパーバイズや研修等の人材育成や支援者支援の取組が実施されていないことがある。
 - ・ 基幹相談支援センターが設置されると、総合的・専門的相談の実施や、地域の相談支援体制強化の取組が推進される傾向にある。しかし、その取組や地域づくりの機能が十分果たせていないセンターや、設置はしたものの役割が不分明であるとされるケース、従事者の資質向上を課題とするケースもみられ、設置済みの場合でも更なる充実強化や運営支援が必要な場合がある。
 - ・ （自立支援）協議会はほぼ全ての市町村及び全ての都道府県に設置されている。具体的な課題を検討する部会の設置状況や開催頻度等は多様であり、形骸化を指摘する声がある。

※令和3年7月16日第114回障害者部会資料と同内容

検討事項（論点）

- 相談支援の制度の在り方（計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援、市町村障害者相談支援事業、基幹相談支援センター）についてどう考えるか。
- 自立生活援助と地域定着支援の制度の在り方（住宅施策との連携の推進を含む）についてどう考えるか。

<論点>

- ・ 複雑化した相談支援を、住民や関係機関等にとってわかりやすく、アクセスしやすい仕組みへ再構築することが必要ではないか。
 - ・ 障害者等が地域で本人の希望する暮らしを形づくり、継続するための相談支援の更なる充実・強化策が必要ではないか。
 - 潜在的な要支援者へのアウトリーチ活動や本人の希望を形成するための関わり、伴走型支援を丁寧に行う仕組みが必要ではないか。
 - 障害福祉サービス等の利用調整のみにとどまらない地域にある様々な人やモノ、サービス等を利活用した暮らしの実現に資する相談支援を提供可能にする体制整備が必要ではないか。
 - ・ 利用者の心身や家族を含む環境の状況により多様な支援が発生しうる相談支援の業務の範囲や仕組みを検討することが必要ではないか。
 - ・ 支援者支援や支援の検証の取組等の相談支援を強化するための取組を更に推進する方策が必要ではないか。
- （自立支援）協議会の活性化と「地域づくり」（地域資源の改善・開発等）の推進についてどう考えるか。

<論点>

- ・ 形骸化しているとされる（自立支援）協議会を活性化させるための方策が必要ではないか。
- ・ 地域で真に必要とされる資源や取組を把握するため、個別のケースの集積から地域課題を抽出するような取組を推進するための方策が必要ではないか。
- ・ 多様な協議の場が各分野において設置される中で、関係者の負担を軽減しつつ、必要な取組を実施できるための方策が必要ではないか。

<地域における相談を受け止める機能及び相談支援の中核的な機能を強化する取組の実施について>

- 住民にとってわかりやすく、アクセスしやすい相談の入口としては、どのような相談もまずは受け止める総合的な相談を実施することが必要である。
- 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（基本指針）では成果目標として、令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することとされており、活動指標として総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化の取組の実施体制の確保を掲げている。
- また、総合的な相談を行うための機関である基幹相談支援センターにおいては、地域における様々な相談支援機関に対する支援・体制強化の取組として、①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言、②地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施、③地域の相談支援機関との連携強化の取組等が期待されている。（基幹相談支援センター等機能強化事業）
- 基幹相談支援センター設置市町村では総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の強化の取組が促進される等の効果がみられている。

（基幹相談支援センター等について）

- 現在は設置自治体が45%である基幹相談支援センターの設置促進をさらに進め、全ての市町村に設置される（複数市町村による共同設置を含む）ことを目指す方向で検討を行ってはどうか。
- 基幹相談支援センターが地域の相談支援の中核的な役割を確実に果たすため、必要な方策を講じてはどうか。
- 関係機関等との連携については調査研究等を推進し、その調査研究の成果に基づき、計画相談支援等における指定基準等の業務の指針となるものを見直すことや、地域の相談支援の中核的な役割である基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する指導助言等に活用すること等、実効性のある連携の在り方を検討することとしてはどうか。
- なお、障害者等の地域生活の実現や継続のために必要な相談支援専門員が行う業務の在り方については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の影響等も踏まえつつ、引き続き検討することとしてはどうか。

<自立生活援助と地域定着支援の制度の在り方>

- 障害者の一人暮らし等の地域生活を支援する自立生活援助と地域定着支援の制度の在り方について、障害者が希望する地域生活の実現・継続を支援する観点から検討してはどうか。

（各論）

①自立生活援助の人員基準

- 障害者の地域移行や地域生活の継続の支援については、障害者総合支援法上、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助が設けられているが、地域移行支援及び地域定着支援は相談支援、自立生活援助は障害福祉サービスに位置づけられており、地域移行支援及び地域定着支援は相談支援専門員の配置、自立生活援助はサービス管理責任者の配置を要件としている。
自立生活援助については、一人暮らし等の障害者の居宅に定期訪問等を行い相談や助言等を行うサービスであり、入所施設や精神科病院等からの地域移行を支援する地域移行支援や、自立生活援助と同様の対象者である一人暮らし等の障害者に対して緊急時の連絡体制の確保や緊急時の相談対応を行う地域定着支援との支援の継続性が必要であるが、地域移行支援や地域定着支援を行う相談支援事業者にはサービス管理責任者がいない場合は自立生活援助の指定を受けることができない仕組みとなっている。
また、相談支援事業者による自立生活援助の事業者指定の障壁となっており、自立生活援助の整備が進まない要因の一つとなっている。

- 地域移行支援、地域定着支援との支援の継続性の確保や自立生活援助の整備の促進の観点から、自立生活援助の人員基準の在り方について検討してはどうか。

②自立生活援助の利用期間

- 自立生活援助については、令和3年度報酬改定において、標準利用期間（1年間）を越えて更に利用が必要な場合、市町村審査会の審査を経て複数回の支給決定の更新が認められるよう見直しを行った。
本人が希望する地域生活の実現・継続を支援する観点から、見直し後の支給決定の更新の運用状況も踏まえつつ、引き続き、対象者の状況に応じた標準利用期間や更新手続きの在り方について検討してはどうか。
※地域定着支援は、運用上、市町村審査会の手続なしに市町村の判断で更新が可能な運用としている。

③自立生活援助の支援内容

- 自立生活援助は概ね月4回程度の定期的な訪問を実施することとしているが更に手厚い訪問が必要な者への支援や、ICTを活用した安否確認や緊急通報の活用による効果的・効率的な支援など、障害者の地域生活の実現・継続を支援する観点から対象者の状況に応じた支援内容や報酬について検討してはどうか。その際、一人暮らしの障害者等への支援を行う地域定着支援についても一体的に検討してはどうか。

④住宅施策との連携の推進

- 令和3年度報酬改定において、自立生活援助事業者や地域相談支援事業者と、国土交通省が所管する新たな住宅セーフティネット制度の居住支援法人や居住支援協議会との連携を評価する加算を創設した。
令和3年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業において、自立生活援助と居住支援法人の連携を推進するためのモデル研修を実施することとしている。
今後、モデル研修を参考に各地域における自立生活援助と居住支援法人の連携を推進するための研修の実施などにより、自立生活援助事業者等と居住支援法人との連携や、自立生活援助事業者等の居住支援法人の指定を推進していくこととしてどうか。

<「地域づくり」機能の強化と協議会の活性化について>

- 自治体は協議会等を活用し、障害当事者や福祉サービス事業者等を含む多様な主体の参加を得ながら住民の個別の課題（の分析）から地域内で共通して見られる等の課題（いわゆる「地域課題」）を抽出し、解決を図ることが重要であるとされている。
- 協議会において検討すべきテーマが提示され、あるいは、計画相談支援等において個別の事例を検討したこと等を評価する加算を創設したものの、協議会に守秘義務がかけられていない現状がある。
 - 上記に掲げる協議の実施を促進するため、協議会について守秘義務を設けることとしてはどうか。
 - 協議会の活性化のためには、自治体と相談支援事業者が協働する取組が重要とされているところであり、特に市町村協議会においては、基幹相談支援センターが事務局機能の一端を担う等の積極的関与が期待されていることから、それを促進するための方策を講じてはどうか。
 - また自治体が協議会等を構成する機関等の関係者の会議に係る負担を軽減する策を講じることを促進するため、事務局機能を強化する中で障害福祉分野における複数の協議の場が合理的・効率的に開催されるような運用上の工夫を行っている取組等を把握し、周知する等の必要な方策を講じてはどうか。
 - 市町村や障害保健福祉圏域内にとどまらず、より広域での検討が必要な課題を市町村協議会からの報告により都道府県協議会で取り扱うことや、広域での地域課題の抽出にあたり、管内市町村協議会の整理した地域課題を把握すること等をはじめ、都道府県協議会と市町村協議会が効果的に連動するための方策を講じてはどうか。

その他

ひと、くらし、みらいのために

障害福祉施策・児童福祉施策等の動向（1）

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として抑えておくべき法令等について改めておさえなおすとともに、最近の政策動向についてを知り、知識のアップデートと再構築を図る。

障害福祉・児童福祉施策等の動向

- **障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直し**
 - ・ 社会保障審議会障害者部会における検討
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126730.html
- **障害福祉サービス等**
 - ・ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定
- **第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画**
 - ・ （前期計画からの）基本指針の見直し
- **法整備**
 - ・ 読書バリアフリー法
 - ・ 医療的ケア児支援法
 - ・ 障害者差別解消法（改正）



前提としておさえおくべき法令等（例）

- **福祉サービス等**
 - ・ 障害者総合支援法
 - ・ 児童福祉法
 - ・ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法
- **理念その他**
 - ・ 日本国憲法
 - ・ 障害者権利条約、子どもの権利条約
 - ・ 障害者基本法
 - ・ 障害者虐待防止法、児童虐待防止法
 - ・ 障害者差別解消法

【参考（行政サービスや施策のポータルサイト）】
e-gov: <https://www.e-gov.go.jp/>

障害福祉施策・児童福祉施策等の動向（2）

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として抑えておくべき法令等について改めておさえなおすとともに、最近の政策動向についてを知り、知識のアップデートと再構築を図る。

障害福祉・児童福祉施策等の動向（続き）

- 障害者雇用・福祉施策の連携強化
- 障害児支援の在り方（入所、通所）
- 虐待防止、権利擁護の推進
 - ・基準省令改正（虐待防止の取組義務化等、身体拘束等の適正化推進）
 - ・成年後見制度
 - ・意思決定支援
- ICT、AI、ロボット等のテクノロジー活用推進
- 福祉人材の確保
- サービスの質の確保、向上
- 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム

関連分野を含めた施策等の動向

- 新型コロナウイルス感染症対策
 - ・基準省令改正（業務継続計画策定、訓練等の義務化）
 - ・報酬算定等に際しての臨時的取扱
 - ・社会福祉施設等での対応

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html
- 自然災害対策
 - ・基準省令改正（業務継続計画策定、訓練等の義務化）
 - ・災害対策基本法改正、指針・ガイドライン等の改正
 - ・水防法、都市再生法、都市計画法等改正
- 社会福祉法改正
 - ・重層的支援体制整備事業ほか